

山口県報

平成19年
11月9日
(金曜日)

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....一
- 保安林の指定(下関市)(森林整備課).....一
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課).....二
- 道路の指定(建築指導課).....三
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三
- 種畜証明書の交付(畜産振興課).....四

山口県告示第五百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

山口市二島土地改良区

平成一九、一〇、三〇

山口県告示第五百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字国重八五二の三
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字国重八一六三、八一六五の二、八一六五の五、字土井ヶ浜八一七五
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第五百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字岡林八三八の二
- 二 指定の目的
飛砂の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- (一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第五百四十七号）及び保安林の指定に関する告示（平成十三年山口県告示第六十八号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、萩市農林部林政課、下松市経済部農林水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、長門市経済振興部農林課、柳井市経済部農林水産課、美東町役場、秋芳町役場及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、夜市川周防高潮対策潮止堰^{せき}岸体製作据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する

者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 夜市川周防高潮対策潮止堰^{せき}岸体製作据付工事
 - (一) 工事場所（左岸）周南市御姫町地内
（右岸）周南市羽島二丁目地内
- (二) 工事の概要

種	数	量
工		
扉		
体		
工		
二		
門		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十一月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事の数値が千以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評価値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月九日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十二月六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七―)にすること。

山口県告示第五百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関 成

名称	起点	終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
区画道路九―一	岩国市平田二丁目二〇五〇三三	岩国市平田二丁目四三〇二五〇	九・〇	五六六・八	平成一九、九

区画道路九―二	岩国市平田二丁目一八三七	岩国市平田二丁目一八五七	九・〇	一四三・四	"
区画道路八―一	岩国市平田二丁目一八五四の二	岩国市平田二丁目一八五八の二	八・〇	一五・一	"
区画道路六―一	岩国市平田二丁目一八二五の四	岩国市平田二丁目一八四三	六・〇	八九・九	"
区画道路六―二	岩国市平田二丁目一八五三	岩国市平田二丁目一八七〇	六・〇	一三六・三	"
区画道路六―三	岩国市平田二丁目一八五七	岩国市平田二丁目一八八四	六・〇	一三一・五	"
区画道路六―四	岩国市平田二丁目一八八四	岩国市平田二丁目一八五七	六・〇	四四七・三	"
区画道路六―五	岩国市平田二丁目一八八四	岩国市平田二丁目一八五七	六・〇	二二〇・二	"
区画道路六―六	岩国市平田二丁目一九〇三	岩国市平田二丁目一八五九の二	六・〇	一一九・九	"
区画道路六―七	岩国市平田二丁目一九〇九	岩国市平田二丁目一八六三の二	六・〇	一一九・九	"
区画道路六―八	岩国市平田二丁目一九一二	岩国市川西四丁目二九六五の三	六・〇	一一九・八	"



(五五二) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年十一月九日から平成二十年三月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ柳井新庄店
 所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
 株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称) マックスバリュ柳井新庄店	マックスバリュ柳井新庄店

四 届出年月日

平成十九年十月三十日

五 変更年月日

平成十九年十一月二日

(五五三) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成十九年十一月九日

山口県知事 二井 関成

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
平一九山口県 東茂晴 臨(〇六子山黒二二〇六九四一 三三三)			黒毛和種	平成二八 二、二八	山口県	一級	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

平成十九年十一月九日印刷
平成十九年十一月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)